

田原市耐震改修促進計画 令和2(2020)年度(案)【概要版】

1 計画の背景・目的 P1

- 南海トラフ巨大地震の発生を危惧(今後30年間の発生確率70~80%)
- 持続可能なまちづくりの推進(SDGsの推進)、感染症拡大防止の観点からの「在宅避難」のクローズアップ
- 大規模地震災害に備え、市民の生命及び財産を守るため、住宅・建築物の耐震化の計画的な促進

2 計画の位置付け P6

- 耐震改修促進法に基づく計画
- 上位・関連計画
愛知県建築物耐震改修促進計画、田原市総合計画、田原市国土強靱化地域計画、田原市地域防災計画、田原市都市計画マスタープラン等

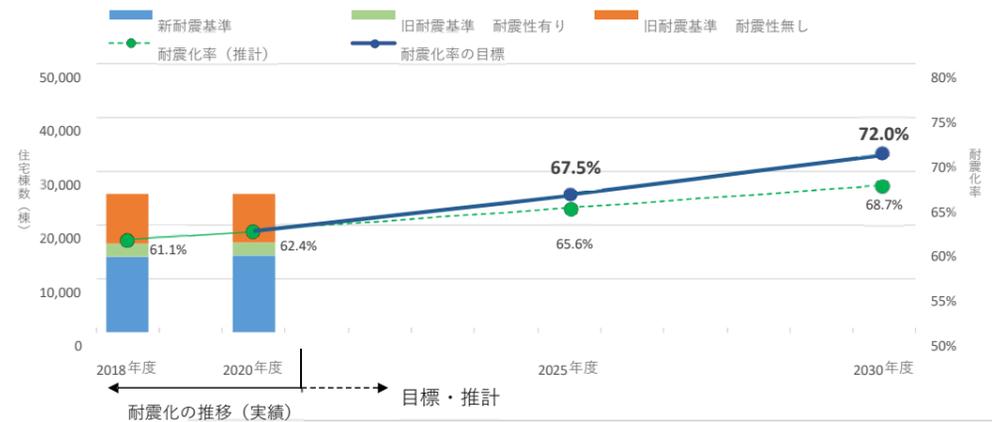
3 対象区域、計画期間、対象建築物等 P7

- 対象区域：田原市全域
- 計画期間：令和3(2021)年度から令和12(2030)年度の10年間(国及び県と同期間)
- 対象建築物：すべての建築物(民間・公共問わず。ブロック塀等を含む。)

4 計画の目標 P23

(1) 耐震化事業

① 住宅の耐震化(戸建て住宅、長屋、共同住宅(賃貸・分譲)を含むすべての住宅)



② 建築物の耐震化(特定既存耐震不適格建築物)

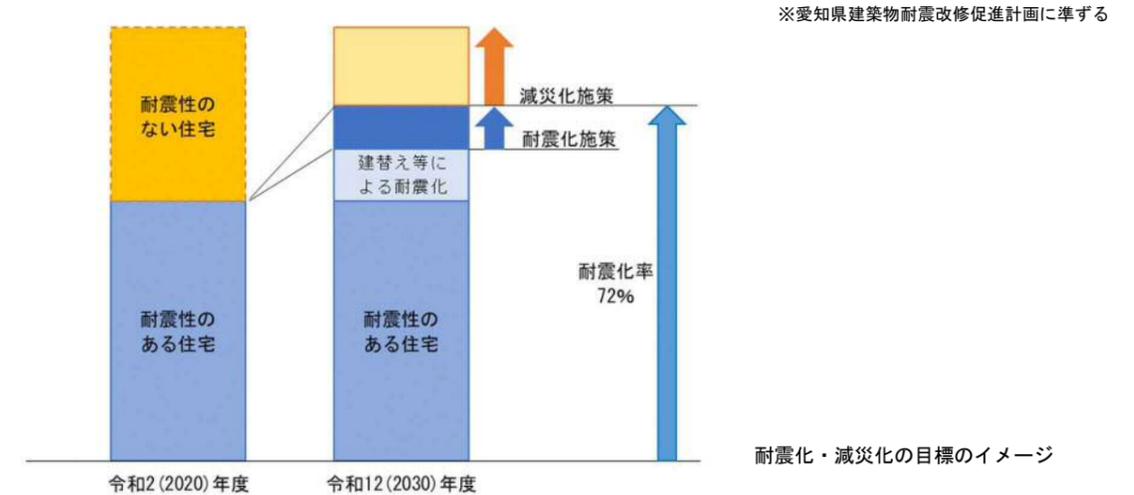
県と連携して耐震化を図る

対象建築物の周知、耐震改修の指導・助言及び指示

(2) 減災化事業

① 住宅・建築物の減災化

住宅・建築物の倒壊から人命と生活を守る



5 耐震化・減災化の促進に向けた施策 P25

(1) 住宅の耐震化の促進

- 木造住宅の耐震化の促進・・・耐震診断や耐震改修の補助事業、啓発活動
- 非木造住宅の耐震化の促進・・・耐震診断や耐震改修の補助事業、啓発活動

(2) 建築物の耐震化の促進

- 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の促進・・・耐震診断の補助事業、啓発活動

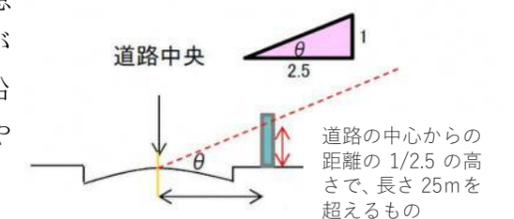
(3) 減災化の促進

- 簡易耐震対策や耐震性のない木造住宅解体の補助事業
- 家具転倒防止、大規模空間を有する建築物の天井崩落対策や窓ガラスの落下防止対策等の啓発活動

(4) コンクリートブロック塀等の安全対策への取組

- 建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正により、指定緊急輸送道路沿いの建築物に付属するブロック塀等の耐震診断義務が対象に追加されたことに伴い、それ以外の輸送道路や、通学路沿いの危険な塀に対しても、被害を軽減するための危険性の周知や撤去等の対策の啓発活動を実施

【指定緊急輸送道路沿いの通行障害となる塀の高さ】



(5) 耐震化・減災化を促進するための環境整備

- 耐震化・減災化の啓発及び知識の普及
- 地域における耐震化・減災化の促進

(6) 建築物に対する指導等について

- 愛知県は、必要性に応じて、所有者に対して指導及び助言、又は指示、命令を行うことができます。
- 本市は、県に対して調査結果の情報提供等行うなど、耐震化に向けて連携を図ります。